

伊予市生活困窮者自立相談支援等業務委託プロポーザルに係るヒアリング傍聴要領

伊予市生活困窮者自立相談支援等業務プロポーザル審査委員会

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は10人とする。

2 傍聴の申込方法

- (1) ヒアリングの傍聴を希望する者は、ヒアリングの開催日2日前(閉庁日を除く。)の午後5時15分(必着)までに、傍聴申込書(別紙)に必要事項(ヒアリングの名称、住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等)を記入の上、直接、又は郵送、FAX、Eメールで事務局(市民福祉部福祉課担当)へ提出すること。なお、FAX、Eメールの場合は、必ず電話にて着信の確認をすること。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切る。
- (3) 傍聴の可否については、ヒアリングの開催日の前日までに事務局から連絡する。

3 ヒアリング会場での受付及び手続

- (1) ヒアリング会場への入室は、ヒアリング開始時間15分前から許可する。
- (2) ヒアリング会場への入室に当たっては、ヒアリング会場前の受付で氏名及び住所等を記入すること。
- (3) プラカード、幟(のぼり)等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者は、入室を拒否する。

4 傍聴できない者

- (1) 市民(伊予市自治基本条例第3条に定める)でない者
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

5 傍聴における遵守事項

- (1) ヒアリング会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) ヒアリング会場において、発言しないこと。
- (3) ヒアリング会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) ヒアリング会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ヒアリング会場の秩序を乱し、又はヒアリングの運営に支障となる行為をしないこと。

6 ヒアリングの秩序維持

- (1) 傍聴人は、ヒアリングを傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場を指示する。